

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

- 1 本特記仕様書は、(仮称)北谷津町入口交差点(国道126号)予備設計業務委託(6-1)(以下「本業務」という。)に適用する。
- 2 本特記仕様書に、記載されていない事項については、「土木設計業務共通仕様書」(令和5年10月版)(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。
- 3 本特記仕様書は、契約書第1条に規定する設計図書である。

### 第2条 目的

本業務は、(仮称)北谷津町入口交差点(国道126号)の交差点予備設計を行うことを目的とする。

### 第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月21日迄とする。  
なお、期間内であっても作業の完成したものについては、成果品の提出を求める場合がある。

### 第4条 照査技術者

本業務においては、共通仕様書第1108条第2項に規定する照査技術者を定めるものとする。

## 第2章 設計業務

### 第5条 業務内容

業務内容は、「委託数量総括表」によるものとするが、詳細については、監督職員の指示に従うものとする。

### 第6条 土地の立ち入り

現地踏査における土地の立ち入りは、地元民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう十分心掛けること。

### 第7条 適用する基準等

本業務に適用する基準、計算式等は、その適用過程を明らかにするとともに、その出典について明記するものとする。

### 第8条 設計協議

本業務の設計実施にあたっては、監督職員と入念な打ち合わせを原則とする。  
なお、協議回数については、業務着手時、中間打合時3回、成果品納入時の5回を予定する。また、必要に応じて関係機関の協議に同席するものとする。

## 第3章 その他

### 第9条 成果品及び電子納品

- 1 成果品は、原則として下記のものとして提出するものとする。
  - 1) 業務報告書（A4版製本、図面を含む） 1部
  - 2) 各成果品の電子媒体（CD-ROMなど） 2部
- 2 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは「土木設計業務等の電子納品要領（以下、「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 3 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-ROM）で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン」を参考にするものとする。
- 4 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

### 第10条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、すべて発注者にあるものとする。本業務の遂行課程及び完了後において受注者がこれを利用若しくは公表することは、一切これを認めない。

### 第11条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後といえども、誤測、または設計の失策、不備等が発見された場合及び工事の施工上困難な場合、若しくは支障が生じた場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

### 第12条 疑義

受注者は、本業務の履行中に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うものとする。